

# SNA 改訂の意義と問題\*

寒川達也・倉林義正・安藤 登

## はじめに

SNA は国連によって発行されている A System of National Accounts and Supporting Tables の略称である。1953年に第1版が R. Stone 教授の主宰する専門家グループの草案を基礎として公けにされて以来再度の改訂がなされて、今日に及んでいる。SNA は OEEC の標準体系(A Standardized System of National Accounts)と並んで国民勘定の国際規準として理論・政策の両面にわたって多大の貢献を果して来た。がそれにも増して重要なことは SNA の出現が国民所得研究の対象と方法について一時期を画する事件であったことである。今日国民所得研究の中心の課題が国民勘定に集約され、経済循環の巨視的な概念構成の論理と計量的な体系の設計を方法とすることは一般的な常識とされている。Stone 教授の表現を借りるまでもなく、国民所得研究は「国民所得から国民勘定へ」と重点を移したのである。SNA の出現はこうした研究の対象と方法の革新を象徴する事件と言わねばならないからである。

SNA の出現によって与えられた刺激は多大であった。国民勘定を核として国民経済計算(もしくは社会会計)の諸体系が続々と開発されるようになったのは 1950 年代の中期である。人びとはこの時期に産業連関表や資金循環勘定の開発、経済循環の流れを支えるストックの構造に注目する国民貸借対照表の構想が次々に開花する事実を見ることであろう。1960 年代はこうした国民経済計算の一元的な体系化を促進しつつある時期である。いわゆる「国民経済計算の統合」と言う思想がこの潮流を代表する。こうした大きな流れに棹さして現在 SNA が公表以来最大かつ根本的な改訂のための作業を進めていることは、再び国民所得研究の一新紀元を画する事業としてすこぶる注目に値すると言わなければならぬ。

この分野に関心を抱くわれわれはかねてから SNA 改

\* この論文の構成と主題の選択は執筆者 3 名の討議によって定められた。それに基づいて第 I 節は寒川、第 II 節は倉林、第 III 節は安藤が担当し、「はじめに」と「結び」並に全体の調整と統一には倉林が当った。

訂の動向に最大の関心を払って注視して來たのであるが、ようやく改訂の作業も一段落を迎つつある。そこでこれを機会に SNA 改訂の意義と問題について展望を試みることにした次第である。

## I SNA 改訂の経過

### 1. 旧 SNA の制定とその後の小改訂

国連が国民経済計算体系の標準化に関する各国の要請に応えて旧 SNA を制定したのは 1953 年であり、それから約 15 年間を経過したが、この間同体系の普及により国民所得統計は各国の基本的経済統計として不可欠のものとなった。ちなみに国連統計局の「国民勘定統計年鑑」(1966 年版)には SNA 方式に統一された 87 ヶ国の国民所得統計が掲載されている。

国連はその後 1959 年および 1964 年の 2 回にわたって改訂を加えている。1959 年の改訂は、SNA 制定後の各国の経済計算の経験から得られた意見に基づいて行われたものであり、1964 年の改訂は主として IMF の国際収支統計との齊合性を図るために行われたものである。両改訂はともに小規模なものに止ったが、1959 年の改訂 SNA の序文は「適当な時期にまず資金循環表および投入産出表を統合し、しかる後に貸借対照表を統合することにより、SNA を拡大すべき」ことを述べ、かつ「多くの国の統計当局がかかる方向に進みつつある」ことを指摘している。

### 2. 専門家グループの召集

その後国連当局は SNA の拡大、改訂に関する準備を進めて來たが、各国における社会会計が近年著しい進歩を示したこと、ならびに計量経済分析等からの齊合的な経済計算データに対する要請がますます強まって來た現状に鑑み、1964 年 12 月に新しい SNA を起草するための「専門家グループ」を召集した。

「専門家グループ」のメンバーは斯界の権威者である英國ケンブリッヂ大学の Richard Stone 教授をはじめ 7 名により構成されたが、その討議には OECD、IMF 等の国際機関の代表者も参加した。「専門家グループ」の討議は Stone 教授を議長として同教授の手になる草案

に基づいて行なわれたが、問題によってはOECD、欧洲統計家会議、ならびに各国から提出された意見書も参考に供された。

この「専門家グループ」の答申は議長である Stone 教授により起草され、1965年2月に国連の文書番号 E/CN. 3/320, "Proposals for the Revision of SNA, 1952" として発表された<sup>1)</sup>。同答申は、「概念構成」と「標準勘定と付表」の2つの部分に分れている。第1部では投入産出表、資金循環表、貸借対照表を含む新SNAの完全体系が行列形式で示され、主としてその理論上の問題が論ぜられている。これに対して、第2部では実際の経済計算に用いる勘定および付表の標準体系とこれに使用する統計上の定義、分類等が示されているが、ここに示された勘定および付表の体系には貸借対照表は含まれていない。

E/CN. 3/320 はその後、E/CN. 3/345 に改訂され、さらに新SNAとして採択された最終案 E/CN. 3/356となるが、E/CN. 3/320 には、その後の改訂版では取り上げられていない貸借対照表の統合に関する問題等、社会会計が今後解決しなければならない多くの問題が論じられている。なお新SNAの基本構想は多くの面で Stone 教授の指導の下にケンブリッヂ大学が開発した Social Accounting Matrix に範を求めており、同大学発行の "A Programme for Growth" の叢書は新SNAの理論的背景を知る上で有用と考えられる。

「専門家グループ」は、1966年7月と1968年12月に再度召集されたが、これは国連事務局がその後統計委員会等の審議結果をもとに作成した前述の E/CN. 3/345 および E/CN. 3/356 をレビューすることを目的としたものである。この第2回および第3回の「専門家グループ」の上記2案に対するコメントは国連によりそれぞれ E/CN. 3/346 および E/CN. 3/357 として公表されている。このうち E/CN. 3/357 は、第15回の統計委員の決議により E/CN. 3/345 とともに新SNAの一部を構成することになった。

### 3. 統計委員会における審議

第1回の「専門家グループ」により起草された E/CN. 3/320 は、Helen Stone Tice の言葉を借りれば、公表とほとんど時を同じくして "the rounds of international discussion and review" を受けることになった<sup>2)</sup>。

1) E/CN. 3/320 の詳しい解説と論評として、日本銀行統計局、国民経済計算の新しい方向、統計研究資料 No. 9、昭和40年、を参照。

2) Helen Stone Tice, "Report of a Conference on the Proposals for Revision of the United Nati-

これらの討論と検討の檻舞台はいさまでなく国連の「統計委員会」であったが、SNAに関する審議は1965年4~5月の第13回、1966年10月の第14回および1968年2~3月の第15回と都合3回の委員会によって行われた。

第13回の委員会は E/CN. 3/320 を基礎として新しいSNAを作成する(ただし貸借対照表との統合は技術的に未解決の問題を含んでいるので見送ることを承認したほか、SNAと所得分配統計 (income distribution statistics)との接合の可能性を研究することを決め、そのための試案の作成をハンガリーの Mo'd 女史に依嘱した。同委員会の審議結果は E/4045, E/CN. 3/339, "Statistical Commission, Report of the Thirteenth Session" にまとめられているが、同委員会の議事録 (Provisional Report)には各国代表の発言要旨が集録されており、興味深いものがある。

同委員会における各国代表の発言は、①改訂作業の進め方②新SNA案をより完全な体系にするための改善策③新SNAを実施に移す際の諸問題に関するものに、分類される。①の改訂作業の進め方については、英国の Champion 氏の如く「改訂は急激すぎてはいけない」という考え方に対して、ノルウェイの Bjerve 博士の如く「実施は各国の事情によって時間がかかることもやむを得ないが、標準体系は advanced concept によって行うべきである」という対照的な意見もみられた。

②の改善案については、同委員会に先立って、1965年3月に開催された「欧洲統計家会議」の SNA に関する第1回の「作業グループ」が E/CN. 3/320 について詳細な討議を行っており、同グループはその討議結果を「意見書」として第13回の「統計委員会」に提出している<sup>3)</sup>。この「意見書」の内容は、勘定体系、統計上の定義、分類等各般にわたるものであり、そのほとんどが「統計委員会」の出席者の多数により承認された。ことに E/CN. 3/320 のフレーム・ワークの2本の柱ともいるべき実物面と金融面の両分方式 (real and financial dichotomy, これについては第II節参照) と、商品と産業に分割された産業連関表の採用(同じく第II節参照)が、欧洲統計家会議のメンバー国によって支持されたことは、新SNAの性格を決定する上で大きな意義をもったものといえよう。

ons System of National Accounts", *The Review of Income and Wealth*, March 1967

3) Report of the Working Group on National Accounts and Balance (First Session, Conf. Eur. Stats./WG. 22/7)

③の実施に関する問題としては、主として後進諸国からデータの不足等を理由に精緻な新 SNA の実施が極めて困難なこと、また SNA が後進国の経済分析に必ずしも適していないことが強調された。この点については、アジア、アフリカ、南米等の地域別作業グループで後進国向の修正体系を検討することになった。このほか第13回の委員会において SNA の改訂作業と併行して、SNA と計画経済諸国の経済計算体系である MPS とをリンクする作業を進めることができたことは、経済計算体系の将来にとって注目すべき点といえよう。

第14回の「統計委員会」では①新 SNA の第2案である E/CN. 3/345、②これに関する第2回の「専門家グループ」のコメント、および③Mo'd 女史の作成にかかる「所得分配統計」体系の案が審議された。

E/CN. 3/345 の主たる特徴点は、①統計上の定義、分類が拡充されたこと、ならびに②一般政府および民間非営利団体にそれぞれ生産勘定を設けた(両者はそれぞれ自家消費のために non-marketable services を生産するものとして計理することにある<sup>4)</sup>)。この②の改訂は欧州統計家会議の「作業グループ」の勧告に基づいたものであるが、勘定体系にシンメトリーを与えた点で高く評価された。

第14回の「統計委員会」の審議内容は、E/4283, E/CN. 3/345, "Statistical Commission Report of the Fourteenth Session" およびその議事録(Provisional Report)に報告されているように、E/CN. 3/345 がすでに前回の「統計委員会」、各地域別作業グループ、専門的研究機関等の意見を十分勘案して作成されたものであり、かつ各国の新 SNA 案に関する理解も深まって来たため討議内容も最終案作成のための委員会にふさわしく、かなり詳細、かつ実際的なものが多かった。

Mo'd 女史の作成にかかる「所得分配統計」案はこの方面的研究への道を開いたという意味から高い評価を受けたが、この種の新しい統計体系を SNA とリンクするにはなお未解決の問題が多いとして、SNA と「所得分配統計」とのリンクは今回の改訂では取り上げないことになった。ただこのリンクの問題とは別に、新 SNA の所得分配に関する勘定体系を拡充して所得フローの分析の向上を図ることが決議された。

このほか第14回の委員会は新 SNA と国際収支統計の統合を確保するため IMF に対して「国際収支提要」

4) 詳しくは、寒川達也、「SNA 改訂作業のその後の経過」、統計研究会、国民経済計算における政府勘定、(国民経済計算研究資料(13))、昭和42年参照。

を新 SNA の見地から再検討することを要請した。

第15回の「統計委員会」は新 SNA の第3案 E/CN. 3/356 を、これに関する第3回の「専門家グループ」の勧告とともに、審議した。E/CN. 3/356 の特徴としては、①所得フローについて発生部門と受取部門を区別するなど所得配分勘定が拡充されたこと、②改訂国際標準産業分類(新 SNA の作成と併行して改訂作業が進められていた)に基づいた事業所タイプ、ならびに企業タイプの産業分類が導入された点があげられる<sup>5)</sup>。同委員会は審議の結果、国連の経済社会理事会に対して、E/CN. 3/356 を同委員会の下した結論と、「専門家グループ」の勧告に従って修正した新 SNA のテキストを作成すること、ならびに各国の国連宛の国民勘定データの報告形式を改訂すること、計算作業提要の用語解説書の作成等、新 SNA の採択に伴う一連の作業を行うことを要請した。

同委員会はこのほか、経済社会理事会に対して、貸借対照表との統合、MPS とのリンク、動態人口統計をはじめ種々の社会経済統計との接合など、引き続き SNA を拡大、改訂するための準備を要請した<sup>6)</sup>。

#### 4. 地域別作業グループ

地域別作業グループのうち欧州統計家会議に設けられた第1回欧州地域グループの活躍についてはすでに触れたが、その第2回の会議は1966年の5~6月に、第3回の会議は1967年10月にそれぞれ開催された。同グループには米国、ソ連を含む西欧22のメンバー国(ほか、FAO、IMF 等の国際機関ならびに International Statistical Institute のような民間の研究組織)が参加しており、今回の新 SNA の作成については始終 leadership をとり続けた<sup>7)</sup>。

アジア、アフリカ、南米においてもそれぞれ前後3回にわたって地域別作業グループが開催された<sup>8)</sup>。この地域の作業グループにおいては、主として新 SNA を後進

5) E/CN. 3/356 の邦訳は、日本銀行統計局、国民勘定と付表の体系の改訂案、統計研究資料 No. 14、昭和43年、である。

6) Statistical Commission, Draft Report to the Economic and Social Council on the Fifteenth Session of the Commission, E/CN. 3/L. 71/Add. 6

7) Report of the Working Group on National Accounts and Balance, Second and Third Session, Conf. Eur. Stats. /WG. 22/14 and WG. 22/18; Report of the Group of Rapporteurs on National Accounts and Balances in Constant Prices, Conf. Eur. Stats/WG. 22/CR 5/4; Report of the Working Group on Statistics of Income Distribution, Conf. Eur. Stats/WG. 27/5

国に適用する場合の修正方法、後進国が標準体系を採用する場合の勘定別の優先順位等、実施上の諸問題が討議された。この点メンバー中唯一の先進国である日本代表の立場には極めて微妙なものが窺われた。アジア地域の作業グループは1965年12月、1966年12月、1967年11月に開催されたが、第2回の会議では、他の地域別作業グループと同様不变価格表示の国民勘定に関する討議が行われた。

### 5. SNA 改訂に対する学界の反応

以上のような経過に見られるSNA改訂の抜本的な性格は国民経済計算の研究を現に推進しつつある学界に対しても少からぬ影響を与えずにおかない。その著るしい例証として次の2つの学会の活動を挙げることができる。

第1は、1966年6月National Bureau of Economic ResearchがConference in Income and Wealthの一環として開いたSNA改訂案検討のための特別会議である。この会議にはアメリカおよびカナダを代表する斯界の専門学者が多数参加して前記E/CN.3/320に関する詳細な検討を行っている。討議の詳しい内容についてはHelen S. Ticeが要を得た報告を与えており<sup>9)</sup>。この報告に示されたいいくつかの提案がE/CN.3/356において採用されている(例えば所得支出勘定の拡充)事実は注目に値する。

第2は、国民経済計算の研究の国際的な中心であるInternational Association for Research in Income and Wealth(以下IARIWと略記)の活動である。IARIWは1965年9月ノールウェイのロムにおいて、また1967年8月アイルランドのメヌースにおいて定例の総会を持った。これらのいずれの会議においてもSNA改訂をめぐる問題が1つの分科会の議題を独占している。とくに1965年の会議では、Stone教授が論文を寄せ、E/CN.3/320の考え方と応用の方向を示唆している点が注目される<sup>10)</sup>。また1967年の会議では、主として(短期の)経済計画への応用と言う見地からフランスの専門家による見解の提出が多く見られた点も注意されてよい。

8) Report of the Working Group on National Accounts, E/CN.11/ASTAT/NA.2/L.3; National Accounting Data in Constant Price, E/CN.11/ASTAT/NA.3/L.3; Report of the Working Group on National Accounts, Santiago, Chile, 8 to 17 November 1965, E/CN.12/740

9) Helen Stone Tice, op. cit.

10) R. N. Stone, "The Social Accounts from a Consumer's Point of View", *The Review of Income and Wealth*, March 1966

これら諸外国に見られるSNA改訂をめぐる活発な論議に比較すると、この問題に関するわが国の学界における関心は、若干の例外を除くと、著しく低調であるよう見受けられる<sup>11)</sup>。

## II 新SNAの構造と特質

### 1. 新SNA体系の論理性

新SNA体系の最も著しい特質は経済循環の構造を行列の形式に表現したことであると思われる<sup>12)</sup>。いわゆる「完全接合の体系」(the fully-articulated system)においては、概念もしくは記号から作られている体系の行列による表現、勘定形式および方程式体系による表現は相互に等値であることが知られている。それにも拘らず新SNAの基礎構造がまず行列の形式によって表現され、この行列から派生する系として勘定形式が附録されるに至った根拠は新SNAの意図したところが国民勘定の拡大された体系(あるいは国民経済の統合体系と呼ばれるもの)であったことに由来すると信ぜられる。国民勘定の拡大は究極的には固有の国民勘定の他にその部分体系である産業連関表、資金循環勘定、国民貸借対照表および国際收支表を内包する体系として構築されなければならない。従って拡大された国民勘定の体系は対象とする経済活動ならびに経済主体(いわゆる部門)の詳細な分類を与える必要があり、またこれらの活動と主体の交錯によって定義される取引も複雑とならざるを得ない。

11) この若干の例外としては、まず統計研究会国民経済計算研究部会の活動を挙げるべきであろう。この部会の報告である「国民経済計算の整備改善に関する調査」(国民経済計算研究資料(12))、および前出の「国民経済計算における政府勘定」はSNA改定をめぐる論考を多く収めている。またSNA改訂に関連した研究としては、倉林義正、「最近の国民経済計算の動向」、筑摩書房経済学全集の「国民所得理論」別冊、昭和42年、武野秀樹、「国民経済計算体系」(I), 九州大学経済学会「四十周年記念経済学論文集」、昭和42年、同(II), 九州大学「経済学研究」、昭和41年12月号、同(III), 九州大学「経済学研究」、昭和42年6月号、などを参照。

12) 国民勘定の拡大された体系を行列に表現する試みとしては、先駆的にR. Frisch, "The Oslo REFI Interflow Table", *Bulletin de l'Institut International de Statistique*, 33<sup>e</sup> Session, Paris 1961; R. Stone and A. Brown, *A Computational Model of Economic Growth*, London 倉林義正、「取引行列としての国民経済計算の統合体系」、経済研究、1963年7月号、G. Stuvel, *Systems of Social Accounts*, Oxford 1965などがE/CN.3/320, E/CN.3/345およびE/CN.3/356の以前に提案されていた。

これらの複雑な取引の「網の目」の脈絡を理解する表現形式として行列が勘定形式よりも優先する結果となる<sup>13)</sup>。

このように新 SNA 体系の行列による表現は国民勘定の拡大に基づく複雑化の直接の所産であるが、行列形式は体系の論理構造を明示する見地から見ても優れている事実に注目せねばならない。ここで詳論の余裕はないが、体系の論理構造を明示するためには少くとも(1)体系を構成する概念の定義、(2)概念相互の間の関係の設定を必要とする<sup>14)</sup>。行列による表現によってこれら 2 つの要請を満たすことは可能であるが、勘定形式(および方程式による表現)は(2)の要請を部分的に満たしているに過ぎない。ひとたび国民勘定の基礎構造を行列によって表現するならば、基礎構造の内包の細分と外延の拡大を実行することによって、容易に拡大された国民勘定の行列を導くことができる。そして国民勘定の原型と拡大された体系は「総合」(aggregation)と「細分」(disaggregation)との関連において結ばれる。

## 2. 実物と金融の両分方式

E/CN. 3/320 つまり SNA 改訂のための Stone の草案で注目される重要な示唆は「实物面と金融面の両分方式」(the real and financial dichotomy)の思想であろうと思われる<sup>15)</sup>。この「両分方式」の思想は取引の対象領域を分類し、「实物取引」と「金融取引」の定義を導くための基本的な前提であると考えられる。それゆえこの「両分方式」の思想の上に国民勘定の基礎構造を定義し、その拡大を試みることは極めて有意義である。ここではこの試みについて詳論する余裕はないのであるが、この試みによると(1)「両分方式」に基づく国民勘

13) 国民勘定の拡大に基づく体系の複雑化に伴なって国民勘定の行列による表現がますます必要になると言う主張は第 14 回統計委員会の議長を勤めたノールウェイの P. J. Bjerve 博士によって一貫して強調された点であった(その詳細は E/CN. 3/SR. 244-249 参照)。

14) この議論は国民勘定の体系の「公理論(axiomatics)的接近」(例えば、A. Monjalon, *An Introduction to Modern Mathematics*, London 1967 参照)を念頭に置いている。国民勘定の論理構造を明示するために公理系を導入する先駆的業績は、O. Aukrust, *Nasjonalregnskap, teoretiske prinsipper*, Oslo 1955 である。併せて、倉林義正、「国民経済計算の構造-基本概念の構成」、経済企画庁経済研究所国民所得部、昭和 41 年 3 月(謄写刷)参照。

15) E/CN. 3/320 においても「实物面と金融面の両分方式」の定義は明示されていない。それは、ある場合には取引の対象領域の分類に関連するものと考えられたり、また勘定の分類規準を与えるものとされたり、さらにはまた部門分割の規準とも結びつけられている

定の基礎構造は Stuvel の指摘した 2 勘定モデルに帰着すること、(2)資産・負債の構造を明らかにする上で有意義であることがわかっている<sup>16)</sup>。しかし SNA 改訂草案の発展を跡づけて行くと、この「両分方式」の思想は最終草案である E/CN. 3/356 では全く姿を消してしまっている<sup>17)</sup>。むしろ E/CN. 3/356 に見られる国民勘定の基礎構造は伝統的な 3 勘定モデル(第 1 表)であって、これを資本ストック(第 2 表 S<sub>0</sub> および S<sub>1</sub> 行と列)と、資産お

第 1 表

	R.1	R.2	R.3
R.1		C	V
R.2	Q		-D
R.3		S	

(記号) A<sub>0</sub>, 期首の資産, A<sub>1</sub>, 期末の資産, C, 消費者の財・サービスの購入, V, 粗資本形成, Q, 粗要素所得, D, 資本減耗引当, L<sub>0</sub>, 期首の負債, L<sub>1</sub>,

期末の負債, S, 質蓄, K<sub>r</sub>, 外国からの資本移転, R, 再評価, M, 外国からの財・サービスの購入, X, 外国に対する財・サービスの販売, T<sub>r</sub>, 外国に対する所得移転, F, 外国に対する債権の純増, P<sub>r</sub> 外国からの要素所得の受取。

第 2 表

	1	2	3	4	5	6	7
S <sub>0</sub>	1			A <sub>0</sub>			
R.1	2			C	V	X	
R.2	3		Q		-D	P <sub>r</sub>	
R.3	4	L <sub>0</sub>		S		K <sub>r</sub>	R
R	5		M	T <sub>r</sub>	F		
A	6				R		
S <sub>1</sub>	7					A <sub>1</sub>	

よび負債の価値の再評価(第 2 表 A 行と列)とを考慮して外延の拡大を図ったような構造(第 2 表)となっている。

## 3. 産業連関表との関係

産業連関表を拡大された国民勘定の概念構成の中に位置づけることは、第 2 表において生産活動を表わす行および列の細分によって容易に達成することができる。E/CN. 3/356 に従って(E/CN. 3/356 第 3 章附録 A)両者の関連を最も簡単に表示すれば第 3 表のようになる。

(E/CN. 3/320, 第 22 節)。別の論文においては Stone はこの「両分方式」の意義を経済活動や部門の細分に伴なう範疇を整理・統合するところにあると主張している(J. R. N. Stone, "The Social Accounts from a Consumer's Point of View. An Outline and Discussion of the Revised United Nations System of National Accounts", *The Review of Income and Wealth*, March 1966)。

16) 詳しくは、倉林義正、「国民経済計算の構造—国民勘定の拡充」、経済企画庁経済研究所国民所得部、昭和 43 年 4 月(謄写刷)を参照。2 勘定モデルと 3 勘定モデルの区別は Stuvel(G. Stuvel, op. cit.)によって注意されたが、筆者の同書の書評(経済研究 1967 年 1 月号)でも指摘しておいたように、両者の間にはこの「両分方式」を前提としているかに関し決定的な相違がある。

17) この「両分方式」の思想は事務局における草案(E/CN. 3/345)の段階で後退した。この事実は E/CN. 3/345 を討議した専門家会議の報告(E/CN. 3/346 第 9 節)からも確認される。

第3表

		P		NP	$\Sigma$
		COM	IND	NP	$\Sigma$
P	COM	•	U	e	q
	IND	V	•		g
NP		y'		•	$\eta$
$\Sigma$		q'	g'	$\eta$	•

(注) P: 生産活動

COM: 商品の分割を表わす行と列

IND: 産業の分割を表わす行と列

NP: 非生産活動

 $\Sigma$ : 合計

U: 中間生産物の投入を表わす商品×産業行列

V: 産出を表わす産業×商品行列

e: 最終需要ベクター

q: 商品別産出ベクター

g: 産業別産出ベクター

y: (粗)要素所得ベクター

 $\eta$ : 最終需要合計を表わすスカラーレ

第3表に見られる産業連関表の特徴は、生産活動を表わす行および列に沿って、それらをさらに「商品」および「産業」の種類に応じて分割したことである<sup>18)</sup>。その結果第3表の生産活動に関する主対角線外の要素として2つの部分行列UとVを生む。ここで「商品」とは生産活動の対象となる財・サービスを言い、「産業」は生産活動の主体を識別する。部分行列Uは商品×産業によって作られる中間生産物の投入を表わす行列であり、同じくVは産業×商品によって構成される商品の生産を表わす行列である。ただしE/CN.3/356における拡大された国民勘定の概念構成(E/CN.3/356表8)では市場性のないサービスとして「政府サービス」および「民間非営利団体のサービス」を附加する形式での修正を与えていることを注意しておこう。その結果(E/CN.3/356における)拡大された国民勘定は前記の第3表のような生産活動の対象と主体の厳格な分類によって一貫されることができなかった。E/CN.3/356の表8が生産活動の細分に関して「商品」と並べてやや明瞭さを欠く「活動」なる分類を持ち出し、これに「産業」、「政府サービス」および「民間非営利団体のサービス」を含めている点は分類原則の不徹底を物語っている。ところで市場性のないサービスとしては「政府サービス」が圧倒的な重要性を持っているから、上に指摘した不徹底はもともと「公共財」の生産と消費を経済循環の過程に即してどう考えるかと言う一層根本的な問題—いわゆる政府活動の評価—

18) この考え方にはイギリスの産業連関表の構造にも見られる。StoneはSAM(social accounting matrix)と呼ばれる行列表示の拡大された国民勘定の体系の中で同様の構想を発展させている(J. N. R. Stone and A. Brown, op. cit.)。

と関りを持つことを注意すべきであろう<sup>19)</sup>。

U行列とV行列の導入はいわゆる第2次的生産物(secondary products)を有効に処理するための独自の工夫として評価されるべきであるが、最終需要と生産物との間の波及効果を示すためには中間生産物の投入について(i)(一定の)商品別の投入係数を仮定するか—商品別技術の仮定—あるいは(ii)(一定の)産業別の投入係数を仮定—産業別技術の仮定—せねばならない(E/CN.3/356第15節)。これらの2つの仮定の得失をめぐってわが国においても議論が展開されたことがある<sup>20)</sup>。しかしこれらの得失を判断する場合前記2つの仮定がもっぱら「副次的生産物」(subsidiary products)の処理に関するものであり、「副産物」(by products)のそれではないことは銘記されねばならない。副次的生産物のふりわけに関して産業別の構成を一定とする場合と、商品別の構成を一定とする場合では異なった結果が得られるのと同様に<sup>21)</sup>、上記の2つの仮定はいずれもが副次的生産物の生産に関する近似的な仮定であるにすぎない。

#### 4. 不変価格表示の体系

E/CN.3/356に見られるSNA改訂案のもう1つの大きな特徴は、1章(E/CN.3/356第4章および数学附録)を費して拡大された国民勘定の概念構成(主としてStoneの意味における「商品の流れ」に関して)不変価格表示の体系の基礎として利用しうることを提案していることであろう。この提案をめぐってわれわれが最も重視したい点は、国民勘定の体系と併行的にデフレーターとしての物価指数、および数量指数の体系を対置する構想である。E/CN.3/356の第4章の数学附録に示されているように、デフレーターおよび数量指数の体系と比較される国民勘定の概念構成は第3表に示されたものに他ならないから、この第3表から以下の事実を導くことは容易である。

(i) (粗)要素所得ベクターy'の不変価格表示は、行列UおよびVならびに最終需要ベクターeのそれぞれの要素を価格(パーセンテージ式)と数量(ラスパイレス式)指数に分解することによって誘導される。

(ii) この誘導の過程において表3に対応する不変価格表示の国民勘定の体系が構成される。

19) この点に関しては、やや別の観点から倉林義正、「国民経済計算における移転概念」、経済研究、1967年7月号、において議論してある。

20) 宮沢健一、「産業ベース=商品ベースの変換と生産係数」、一橋論叢、昭和41年11月号。

21) 例えば、倉林義正、「産業連関の社会会計」、宮沢健一編、産業連関分析、昭和43年、参照。

(iii) この結果不变価格表示の最終需要の合計は、不变価格で表わした(粗)要素所得の合計に等しくなる。

(i) および(ii)はいわゆる二重デフレーション法の考え方の骨格をなすものである。表3の概念構成を前提として二重デフレーション法を実行する場合には、E/CN. 3/356が第4章でやや立入って議論しているように、(i)取引の評価、(ii)運輸・商業サービスの処理、(iii)指数算式、(iv)商品の質変化、(v)季節変動の取扱いと言った産業連関表や指数論と共通の問題を派生させる。これらの問題についてはすでにこれまで研究が進められているところがあるので詳論することは避ける<sup>22)</sup>。

むしろわれわれはここで第3表のような概念構成を設定したために埋没してしまった論点に注意せねばならない。もし国民勘定の概念構成を外国貿易を含めた開放体系に拡大し、Geary や Stuvel がかつて提案したように、外国からの純要素所得および外国に対する債権の純増(これらは Stone の意味では「非商品の流れ」(non-commodity flow)である)に対し適当なデフレーターを定義する規則が与えられたと仮定する。この前提のもとではもはや第4表に対応する不变価格表示の体系についてバランス関係を成立させることはできない<sup>23)</sup>。以上の

第4表

	P1	P2	F1	F2	R
P1		V	C		X
P2				I	
F1	Q	-D			Pr
F2			S*		
R	M		N		

(注) 第2表で定義された記号の他に以下の概念が追加される

S\*=S+外国からの資本の純移転  
-外国に対する所得の純移転

N=外国に対する債権の純増  
+外国に対する所得の純移転  
-外国からの資本の純移転

22) 例えば、R. Stone, *Quantity and Price Indexes in National Accounts*, Paris 1956; ditto, *Input-Output and National Accounts*, Paris, 1961

23) R. C. Geary, "Problems in the Deflation of National Accounts: Introduction", *Income and Wealth*, Series IX, London 1961; G. Stuvel, "Asset Revaluation and Terms of Trade Effects in the Framework of National Accounts", *Economic Journal*, June 1959 参照。この問題の最近の発展としては、M. R. Courbis, "Comptes Économiques A Prix Constants", *Etudes et Conjoncture*, No. 7. Juillet 1964 および J. B. Broderick, "National Accounts at Constant Prices", *The Review of Income and Wealth*, September 1967 が注目される。

前提のもとで不变価格表示の国民勘定を成立させるためには、消費勘定(F1行と列)、資本調達勘定(F2行と列)ならびに外国勘定に対して補正項をそれぞれ導入する必要がある。これらの補正項の性質は、Pr と N のデフレーターを選定する規則に全面的に依存している<sup>24)</sup>。

こうした問題を堀り下げることは、E/CN. 3/356 では十分に検討されていない資産・負債項目の評価、ならびに再評価勘定の構造を明確にすることと直接に結びつくと思われるが、それらは新 SNA 体系の改善にとって今後直面せねばならない重要な問題の 1 つと言えよう。

### III 新 SNA における若干の問題点

#### 1. はしがき

新 SNA はその目的や勘定体系の構造などのほかに、概念や定義およびこの体系を具体化する観点からの分類体系や推計方法など、技術的側面について多くの論点を含んでいる。けだし、これらの検討だけでも優に独立の論稿が必要であろう。とりわけ各種の分類体系の問題は新 SNA の推計上および利用上最大の重要性をもつと思われるが、紙数の関係で割愛し、ここでは以下の 4 点についてだけ若干の検討を試みることとする。

#### 2. 居住者の定義について

##### 2.1. 現行 SNA の定義の概略

国民勘定や国際収支表における「国」とは何を指すかが問われる場合、「居住者」の定義と「領域」の規定が不可欠の重要性をもつ。後述のような形である国の領域が定められるならば——その場合の領域を国内<sup>25)</sup> (domestic territory) と呼ぶ——個人、企業、政府などの経済主体が当該領域に属するか否かによって、「居住者」と「非居住者」を区別することができる。

この場合ある国に「属する」ということは国籍のような法律的観点からではなくて、経済行動の観点から識別される。

現行 SNA における居住者の定義は、基本的に「国際収支摘要」のそれに従っており、個人と機関の別に次の

24) この一層詳しい展開は、Y. Kurabayashi, "The Impact of Changes in Terms of Trade on a System of National Accounts: An Attempt of Synthesis", (unpublished) において与えてある。

25) 「国際収支摘要」の用語法では「居住者」の集合によって「国内経済」が構成される。したがって「国内」(domestic) は形容詞的用法での「居住者」と同義である。これに対して現行 SNA では「国内」は「領域」(territorial) と同義に用いられる点で表現上の差異がある。

ように定められる。

(1) 個人の場合には「利害の中心」(center of interest)の所在する場所をもって居住者か否かが判断される。永住の市民、在外公館に勤務する外交官・領事館員および使節団員、海外に駐留する軍人、海外留学生、海外で医療を受けている者などは居住者である。

海外で生活している市民を居住者(旅行者)と非居住者(移民)とに区分する基準は、当該個人の海外滞在の目的、行動、所得稼得や投資あるいは富の移動などが海外に集中される程度など、つまり総合的な利害の中心が何処に存在するかということである。

(2) 機関の場合には3つに分けて次のように定められる。

i. 1国の機関居住者には、中央政府・地方政府、在外政府機関——大公使館、軍隊など——、国内に所在するすべての事業会社と民間非営利団体、国内に所在する外国会社の代理店が含まれる。

最後の代理店については若干の説明を加える必要がある。代理店はその性格から、本店に代って本店のために事業上の契約を結び、このサービスに対する手数料の形で本店から支払を受ける。したがって、この取引は居住者(代理店)と非居住者(外国本店)の間の取引となり、この限りにおいて代理店は所在国の居住者である<sup>26)</sup>。

ii. 2国以上にまたがる居住者もある。2国以上の共同出資、共同運営で営業している航空会社や海運会社などの場合がこれである。これらの会社は各国の出資比率に応じて各国の居住者とみなされるほかはない。

iii. 國際連合、OECDなどの国際機関は、所在国の居住者でなく、国境外にある国際領域の居住者として取り扱われる。ただし、これらの機関に勤務する職員はそれぞれの本国ではなく、機関所在国の居住者とみなされる。

### (3) 「領域」の規定

ある国の国内領域とは、国境によって区切られた領土、領海、領空であり、海外の属領は除かれる。また、他の領海、領空であっても居住者によって運航される航空機や船舶は居住者の本国の領域に含まれる。外国からの用船(タイム・チャーター)の場合、運航活動自体はチャーター側の経済活動とみなされるか、船舶自体は所有者

の領域に属し、用船料は所有者の本国の国内生産において生じたサービスに対する支払とみなされる。

なお、在外公館の建物の建築や新規購入は、所在国内資本形成として計上される。

### 2.2. 新SNAにおける改訂点

新SNAにおける居住者の定義は、現行SNAにくらべて精緻となっているが、次のような改訂点が含まれている。

(1) 「国際収支摘要」に明示された「利害の中心」原則を、新SNAでは滞在期間の長さを規定することによってより具体化しようとした。E/CN.3/356では「国民勘定で用いられる最短の会計期間(3ヶ月)の大部分」を1国で生活する個人をもって居住者とみなす提案を行っている。これは居住者の範囲の拡大につながり、一方で「国民」と「国内」の概念の相違を縮めるとともに、他方で国際取引の不必要的増大と複雑化を避けることが期待される。しかし、R. Stone教授を長とする専門委員会は「3ヶ月」を「1年」に修正するよう勧告し、他方、IMFでは「利害の中心」原則を固執しているのが現状で、この点の結着には今後の協議が必要である。

(2) 新SNAでは、在外公館の存在する構内敷地と建物は、所在国ではなく本国の領域は含まれるよう改訂された。

この点に関して現行SNAでは、外交官は本国の居住者とされる反面、使用される施設は所有のいかんにかかわらず所在国の固定資産であり、所在国の国内領域とする異様の規定が目だっていた。前記の改訂によって、この点が是正され、在外公館で行われる固定資本形成は、そのまま本国の国内資本形成として計上されることになった。これを所在国側からみるならば、当該資本形成に対応した財貨サービスの生産があり輸出が発生することになる。

(3) 現行SNAでは、海外における支店、子会社など直接投資会社の所得は、分配・未分配を問わず全額が本店・親会社に帰属するものとみなされた。新SNAでは、これらの所得のうち実際に送金された額だけが本店・親会社に帰属するよう改訂された。したがって、未分配所得は所在国の国民勘定における所得支出勘定に貯蓄として含まれることになる。

(4) 現行SNAで取り扱われる財貨サービスは、新SNAにおいて「商品」と「その他の財貨サービス」に区分され、商品生産勘定の供給側は産業による国内生産物と商品輸入からなる。

しかし、輸入自体についてみれば、商品のほかに家計

26) しかし、たとえば国内にある外国航空会社の代理店から居住者が航空切符を購入した場合、この代理店は外国本店(非居住者)の利益のために切符を売ったことになり、これは居住者と非居住者の間の取引を構成すると考えられる。

と一般政府による「海外での直接購入」がある。この内容は、旅行者の海外での消費支出や外交団の消費などであるが、これらは前記商品勘定を通ることなく、直接に家計と一般政府の消費勘定に計上されるようにしくまれている。

これらの関係を総合勘定でみるならば、国民可処分所得と支出勘定において前記の直接購入が計上されて、居住者全体、つまり国民概念の最終消費を示すが、国内総生産と支出勘定では国内市場における最終消費支出、つまり国内概念によるそれが計上される。

### 3. 帰属計算(imputation)について

国民勘定において、実際には貨幣的取引が行われないにもかかわらず、あたかもそれが行われたかのように擬制してその取引を記録することを帰属計算と呼ぶ。その主なものは(1)現物給与、(2)農林漁家における自家消費、(3)自己所有住宅の帰属賃貸料、(4)政府建物の帰属賃貸料、(5)金融機関の帰属サービス(帰属利子)の5つである。

これらの帰属計算は、理論的側面からは最終生産物や所得の操作的概念の修正を意味し、貨幣的取引だけの接近による国民生産物の計測上の不備を補うために行われる。しかし帰属の範囲を論理的に確定することは容易ではない。したがって、前記の5つに限定することも、これまでの国民勘定の発展過程で種々の論議を重ねたいちおうの結果であって、異論を立てる余地も多いと考えられる。

新SNAにおいては、(1)～(3)については問題とせず、(4)と(5)についての改訂を提案しているので、これらについてだけ述べ、それぞれの帰属計算の内容についてはいちいち立ち入らない。

(4)の場合は、本質的には(3)の場合と同じである。つまり、一般政府が所有し使用する建物についても賃貸料の帰属計算を行うという発想である。しかし、政府所有建物が自己所有住宅と異なる点は、その賃貸借が一般に行われておらず、賃貸料の評価に耐えうる統計資料がきわめて乏しいことである。また、政府勘定にあいまいな帰属計算を持ち込むことによる精度の低下も懸念されている。

(5)の場合の特徴点は、金融機関の活動について他の産業と同様の付加価値計算を行うならば、営業余剰はもとより付加価値ですら大きな赤字を生じ、一見常識に反する結果を招来する点を常識的な形に引き戻すための工夫であるといえる。そのために投資所得の受取と支払の差額をもって金融機関の帰属サービスの生産とし、同時

に同額が帰属利子として発生すると擬制するのである。

しかし、E/CN. 3/320 では統計上の困難を理由として、(4)と(5)の帰属計算の排除を提案した。(4)については承認されたが、(5)については、その後多くの国から帰属計算の存続が主張され、いくつかの改善案が検討されてきた。

ここで統計上の困難とは、とりわけ、帰属サービスの最終需要部門と企業部門および企業部門の産業細部門における配分の困難である。この配分を現行SNAでは、部門別預金残高に比例して行うよう示唆しているが、この種の統計は各国ともほとんど満足すべきものがない。この点から帰属計算を行わず、また金融制度の相違から独自の取り扱いをしている国もある。

前記改善案としては、OECD事務局案、仮設消費勘定による処理案および仮設生産勘定の導入による案があったが、最後の案がE/CN. 3/356において提唱されており、もっとも有力と思われる。

この案によれば、銀行その他の金融機関が果たす基本的役割は、金融以外の各主体が保有する貯蓄を産業部門への貸出として融資することであると割切る。現行SNAにおける預金者に対する預金の管理運用というサービスの概念は変更され、したがって、帰属サービスは家計や一般政府など最終需要部門に配分されることなく、全額が産業部門に配分されるものと考える。しかし産業細部門への配分は不可能であるから、金融業の細部門として仮設部門を設け、その部門の中間消費とし、同時に同額の赤字の営業余剰を計上することによって、国内総生産の総額や、各産業の営業余剰への影響を回避することにしている。

### 4. 資本移転について

現行SNAでも、資本移転は経常移転と区別されて、家計、一般政府および海外の各部門の資本調整勘定と国内資本形成の統合勘定に表示されることになっている。

経常移転が経常所得と消費に直接影響するのに対して、資本移転は取引主体の資産に対する効果を通して間接的に経常収支に影響するだけである。その代りに、資本の投下あるいは富の水準に対しては直接的影響を与える。したがってその性質は資本損益に類似する。ただし、国民勘定において資本損益はすべての所得と支出から除かれるが、資本移転は勘定の取引項目として計上されなければならない。

わが国の国民勘定では資本移転が推計されていないため、政府から企業への資本移転(資本補助金など)は政府の経常余剰に含まれてしまうと同時に、政府勘定推計に

おける資金源泉主義の採用もあって、移転先の企業の資本形成には計上せずに、同額が政府の資本形成として計上されてしまう。つまり、資本移転の額に相当する民間資本形成の過少評価と政府資本形成の過大評価が生ずる。

また、国際収支表でも経常移転と資本移転の区別を行っていないが、たとえば外国から受取る資本移転が経常移転として政府勘定に入ってくるとするならば、それは経常余剰、つまり政府貯蓄の大幅増加という結果となって誤解を招くおそれが生ずる。

統計上の制約があり、また、国際収支の分析上は移転の経常・資本の区別は必要ないかもしれないが、国民勘定においては、とりわけ政府勘定との関係で前記のような欠陥を取り除くためにも、移転の経常・資本の区別が必要であるといわなければならぬ。

移転の経常・資本の区別の基準は、支払側の資金源泉と受取側の使用目的、および移転の発生の頻度(周期的であるか否か)などである。受払の双方が資本移転とみとめる場合は問題はないが、一方が資本的とみなしても他方が経常的とみなす場合が問題である。

E/CN. 3/320 では双方が資本的とみなすものに限って資本移転とする狭義の原則を提案したが、その後、E/CN. 3/345において取引主体のいずれかが資本的とみなすものはすべて資本移転とする広義の原則に修正された。この点では現行 SNA の原則と基本的相違はないことになる。

### 5. 無形資産の評価について

無形資産とは、各種の請求権を除き、企業会計では固定資産に含まれるが、国民勘定では固定資産とみなされない、のれん、特許権、著作権、鉱業権などを指す。現行 SNA にはこれらに関する記述はほとんどない。

無形資産は E/CN. 3/320 に述べられているように、個々の人間の特殊な才能から発するものとみることができる。たとえば「のれん」は企業の創業者の成功と結びついており、著作権は作家の成功から期待されるものである。国民勘定において無形資産を取りあげて問題とし、国民勘定のなかに取り入れてゆくことは、いわば人間能力一般の資本価値を問うことであって、それはきわめて興味あると同時に困難な問題である。

E/CN. 3/356 において資本調達勘定の使途側に計上される無形資産の取引は、前記の諸権利の一回限りの移転、つまり諸権利の独占的契約による取得あるいは譲渡の場合だけである。これに対して再実施権あるいは限定期間における使用権は無形資産の購入・売却とはみなされず、賃貸料あるいは特許使用料として取り扱われる。

(現行 SNA はこの点に関連する記述を「賃貸料」=rent の項目で展開しているにすぎない。)

なお、無形資産の居住者相互間の売買は相殺されるため、海外からの購入・売却の純計だけが統合資本調達勘定の使途側に示されることになる。

### 結 び

以上の論点とともに、新 SNA の開発は次の 2つの点で国民経済計算の今後の発展に対して重大な示唆を与えるものと思われる。

(1) これは現在の SNA にも明示されているように(現行 SNA, 14 節), 国民勘定を作製する 3 大目的の 1 つは、それが経済統計に対し体系的な基礎を提示しうる点にある。この目的は他の 2 つの目的—巨視的な経済分析の基礎的な概念構成となること、および財政政策と経済の予測と計画への応用—に比較すると重要性の程度はそれほどまで認識されていなかった。しかし新 SNA 体系は、国民勘定の細分と拡大の操作を通して、ますます経済統計の体系的な基礎としての意義を確認する方向に進みつつある<sup>27)</sup>。新 SNA 体系の今後の開発の方向として、所得分配統計を新 SNA 体系の構造に即して再検討することが試みられているのはその現われである。さらに社会統計の体系的な整備を新 SNA 体系に即して推進しようとする機運も以上の背景の下に理解しうる。

(2) SNA 体系と MPS(Material Product System)を関連づけようとする試みがにわかに注目を集めようになりつつあることも新 SNA 体系の開発に全面的に由来している。この試みは ECE や経済援助相互会議のそれぞれの研究グループによる研究の蓄積を無視することはできないにしても、異なる経済体制にある諸国の国際比較を発展させる見地から言って画期的と言えよう。同じく第 15 回の統計委員会に提出された文書が<sup>28)</sup>、西ドイツとアメリカについてそれぞれ 1960 年と 1958 年の MPS に基づく推計を示している点は、今後の発展を占う上で無視しえない研究と思われる。

27) この傾向を代表する 1 つの試みは、I. Ohlsson, "National Accounts as an Instrument for Co-ordinating Economic Statistics", *The Review of Income and Wealth*, December 1966 に見られる。

28) Progress in Relating the SNA and MPS, 9 January 1968, E/CN. 3/362